



埼玉大学の予備講習と来年度の更新講習

埼玉大学教育学部副学部長
齊藤 享治

平成20年9月10日（水）
第3回教員免許状更新講習情報交流連絡会



平成20年度予備講習（試行）の概要

予備講習（試行）は、埼玉大学会場と秩父会場の2箇所で開催

○埼玉大学会場

日 時：平成20年8月20日(水)～22日(金)、25日(月)、26日(火)

▶ 必修 2日間（2時間×6コマ＝12時間を2日間にわたり実施）

▶ 選択 3日間（1講座6時間で、合計6講座を実施）

場 所：埼玉大学

受講者数：150名（当初の定員120名のところ、応募者が多数のため増員）

担当講師：本学教育学部教員（必修7名、選択6名、計13名）

○秩父会場

日 時：平成20年8月4日(月)～8日(金)

▶ 必修 2日間（2時間×6コマ＝12時間を2日間にわたり実施）

▶ 選択 3日間（1講座6時間で、合計3講座を実施）

場 所：秩父市福祉女性会館

受講者数：30名（当初の定員20名のところ、応募者が多数のため増員）

担当講師：本学教育学部教員（必修7名、選択3名、計10名）



1. 講習内容・方法, 実施体制についての工夫 (1)

○講習内容・方法

- ◆ 教育の最新事情領域 (必修)
 - 講義形式
 - 1コマ2時間×6コマ=12時間
 - 埼玉大学会場では「中・高」と「小・特・幼・養」の2クラスに分けた
 - 必修領域において含めるべき8細目について、6コマに割り振り、各コマの担当講座を決定
- ◆ 教育内容の充実 (選択)
 - 講義形式のほか一部実習・実技指導・演習を含めた講習も実施
 - 1講座6時間で実施
- ◆ 講師手当
 - 大学の非常勤講師手当を参考に謝金として支給

○実施体制

- ◆ 予備講習 (試行) は、全て教育学部教員が担当
- ◆ 平成21年度以降の本格実施は、全学体制で実施
 - 開設講座数は、必修60日 (講座)、選択180日 (講座) を予定
 - 埼玉大学の5学部 (教養、教育、経済、理、工) が担当
 - ただし、教育の最新事情 (必修) は、教育学部が担当

1. 講習内容・方法, 実施体制についての工夫 (2)

○「最新事情領域 (必修)」のコマ割と担当講座

必修領域において含めるべき8細目について, 6コマに割り振り, 各コマの担当講座を決定

<コマ1> 総合教育科学講座

- ・細目「学校を巡る状況変化」
- ・細目「その他教育改革の動向」

<コマ2> 教育心理カウンセリング講座

- ・細目「子どもの生活の変化を踏まえた適切な指導の在り方」のうち「カウンセリングマインドの必要性」の部分
- ・細目「各種課題に対する組織的対応の在り方」のうち「対人関係, 日常的コミュニケーションの重要性」の部分

<コマ3> 教育臨床講座

- ・細目「子どもの生活の変化を踏まえた適切な指導の在り方」のうち「集団形成, 学級づくり, 生徒指導など」の部分
- ・細目「学習指導要領改訂等の動向」

<コマ4> 特別支援教育講座・乳幼児教育講座

- ・細目「子どもの発達に関する課題」

<コマ5> 学校保健学講座・コラボレーション教育講座

- ・細目「各種課題に対する組織的対応の在り方」のうち「保護者・地域社会との連携」の部分
- ・細目「学校における危機管理上の課題」

<コマ6> 教育実践総合センター

- ・細目「専門職たる教員の役割」

2. 試験の内容, 方法, 修了認定基準の在り方

○試験の内容

- ◆ 必修講座・選択講座とも筆記試験とした

○試験の方法

- ◆ 必修講座は、1コマ（120分）ごとに、100分を講義、20分を試験時間とした
- ◆ 選択講座は、1日（6時間）の最後に60分の試験時間を設定

○修了認定基準

- ◆ 必修講座は、細目ごとに示された基準による「到達目標」「確認指標」により判定
- ◆ 選択講座についても、同様に「到達目標」「確認指標」により判定

3. 事前の課題意識調査の実施方法と講習内容等への反映

○事前の課題意識調査の実施方法

- 受講決定者に、事前の課題意識調査の用紙を送付
- 受講者は、それぞれの講座毎に「内容に対する要望」を記載し、FAXかメールで大学に返送
- なお、回答率は33～61%で講座により開きがあった

○講座内容等への反映

- 受講者からの課題意識調査票を、それぞれの講座の担当講師に配布し、講座内容に反映
- なお、講座内容への反映状況については、現在、担当講師にアンケートをとって集計しているところ

4. 講習の事後評価フォーマットの在り方

○予備講習（試行）における事後評価

◆ 大学独自の事後評価

- 教育の最新事情（必修）のみ、大学独自の事後評価（アンケート）を実施
- アンケート項目は、時間配分・今後の改善点などを設定

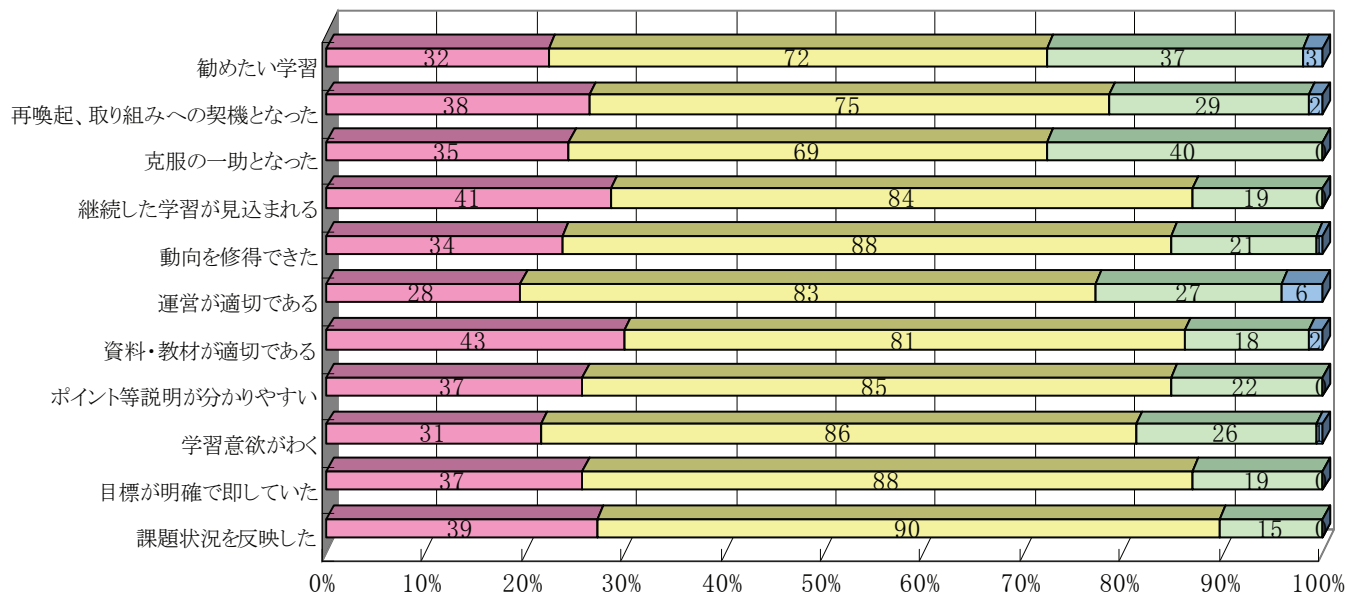
◆ 文部科学省指定の事後評価

- 文部科学省指定の「免許状更新講習受講者評価書」（様式C）により実施

○平成21年度以降における事後評価

◆ 今後検討の予定

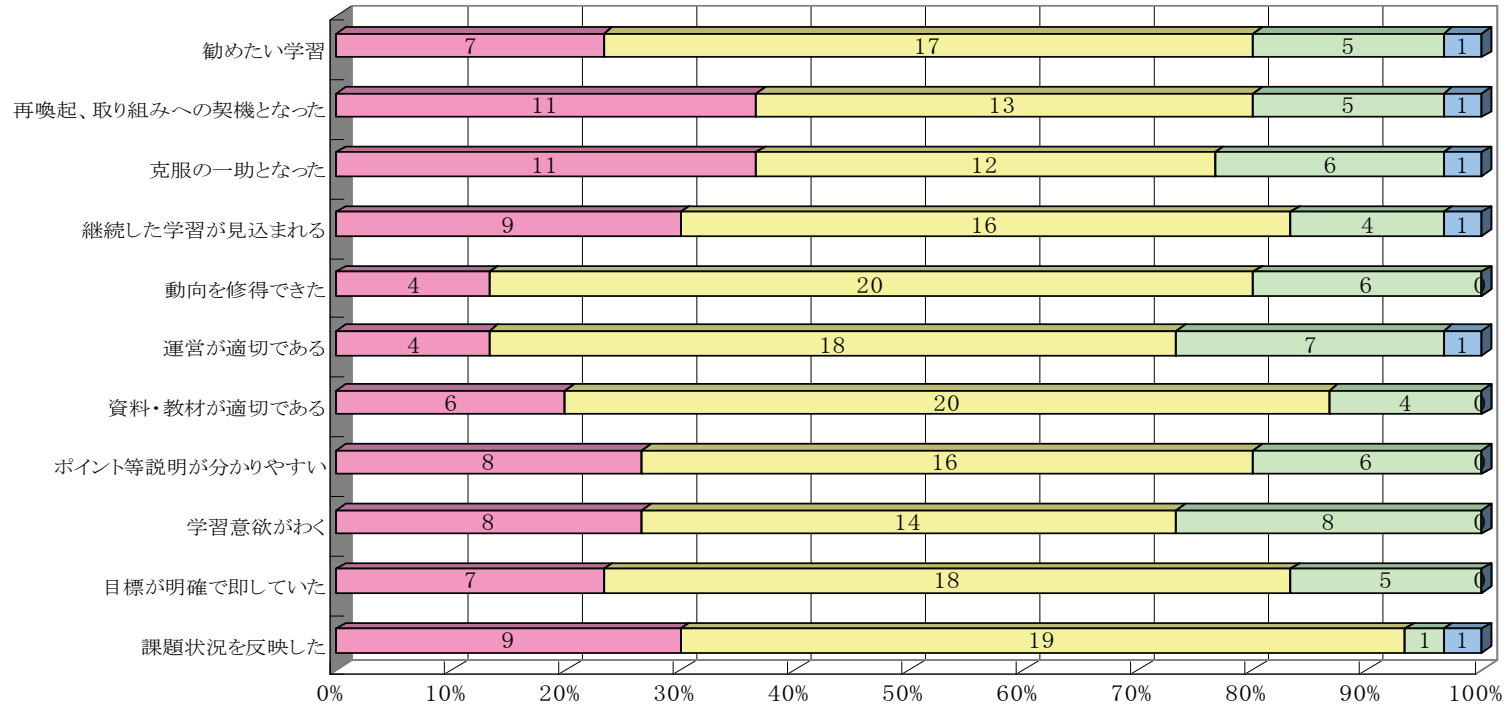
必修（埼玉会場）



	課題状況を反映した	目標が明確で即していた	学習意欲がわく	ポイント等説明が分かりやすい	資料・教材が適切である	運営が適切である	動向を修得できた	継続した学習が見込まれる	克服の一助となった	再喚起、取り組みへの契機となった	勧めたい学習
■ 強く思う	39	37	31	37	43	28	34	41	35	38	32
■ だいたい思う	90	88	86	85	81	83	88	84	69	75	72
■ あまりそう思わない	15	19	26	22	18	27	21	19	40	29	37
■ 全くそう思わない	0	0	1	0	2	6	1	0	0	2	3

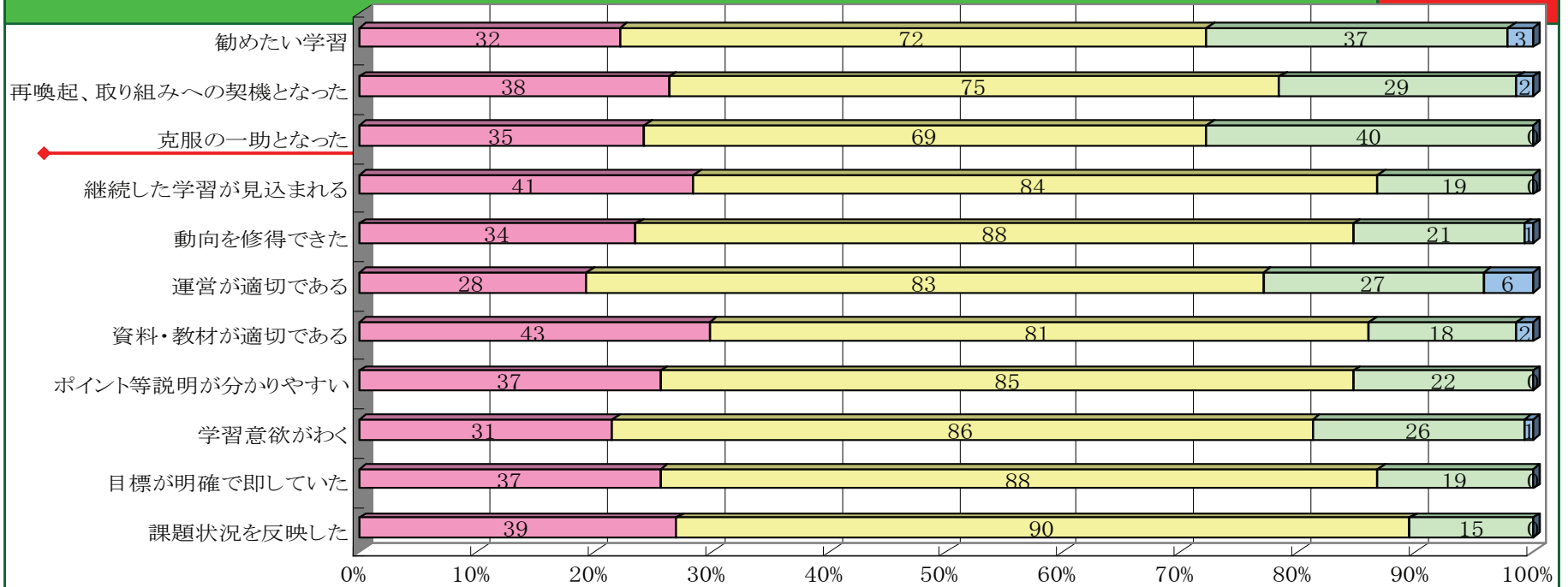
■ 強く思う ■ だいたい思う ■ あまりそう思わない ■ 全くそう思わない

必修（秩父会場）

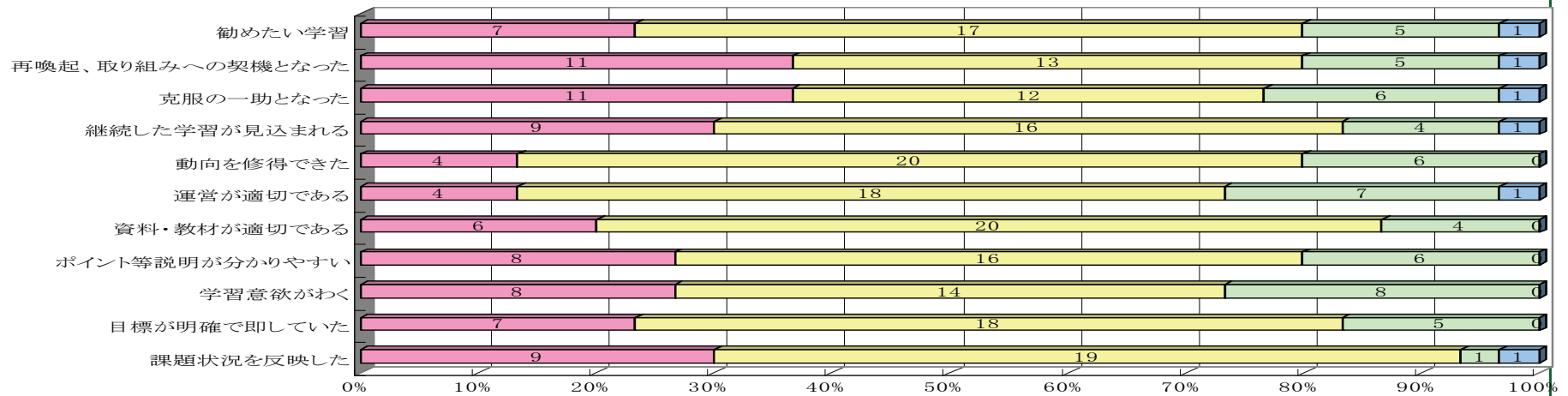


	課題状況を反映した	目標が明確で即していた	学習意欲がわく	ポイント等説明が分かりやすい	資料・教材が適切である	運営が適切である	動向を修得できた	継続した学習が見込まれる	克服の一助となった	再喚起、取り組みへの契機となった	勧めたい学習
■ 強くそう思う	9	7	8	8	6	4	4	9	11	11	7
■ だいたいそう思う	19	18	14	16	20	18	20	16	12	13	17
■ あまりそう思わない	1	5	8	6	4	7	6	4	6	5	5
■ 全くそう思わない	1	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1

■ 強くそう思う ■ だいたいそう思う ■ あまりそう思わない ■ 全くそう思わない



必修(秩父会場)



5. 担当教員の役割分担，他学部の参画の促進の取組

○予備講習（試行）における担当教員

- ◆ 教育の最新事情（必修）
 - すべて教育学部教員（非常勤講師を含む）が担当
- ◆ 教育内容の充実（選択）
 - すべて教育学部教員（非常勤講師を含む）が担当

○平成21年度以降における担当教員

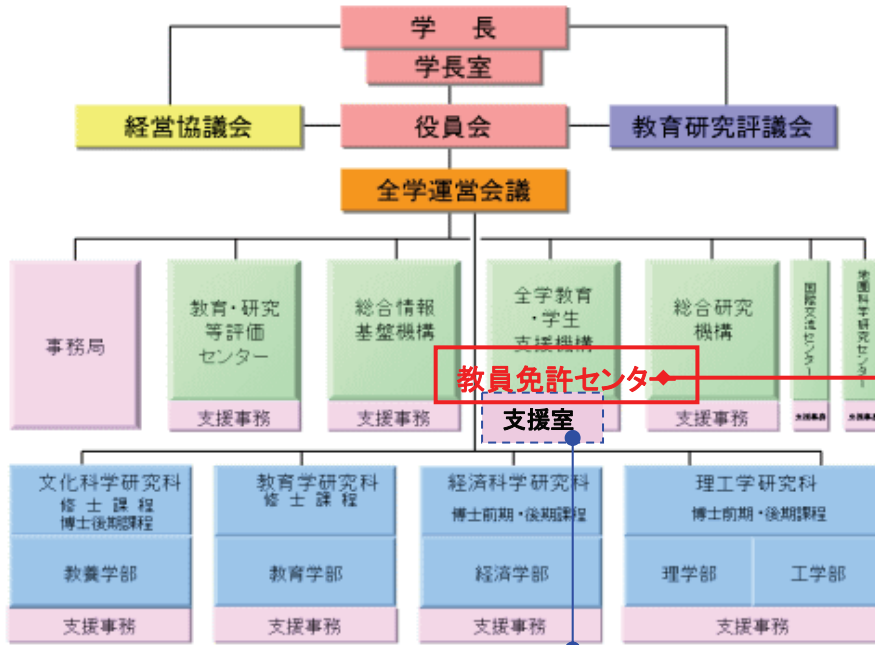
- ◆ 教育の最新事情（必修）
 - すべて教育学部教員（非常勤講師を含む）が担当
- ◆ 教育内容の充実（選択）
 - 全学体制で取り組むことが合意されている
 - 5学部（教養、教育、経済、理、工）の教員（非常勤講師を含む）が担当

6. 講習開設事務の効率化のための工夫

○「教員免許センター」の設置

- ◆ 平成20年7月に「教員免許センター」を設置
 - 「教員免許センター」は、免許状更新講習を企画・実施する目的で、全学組織である「全学教育・学生支援機構」の下に設置
 - センター長は、教育担当理事・副学長（全学教育・学生支援機構長）が担当
- ◆ 運営組織
 - 運営組織として、「教員免許センター運営会議」を設置
 - 委員は、センター長その他、各学部副学部長及び学務部長で構成
- ◆ 事務組織
 - 事務組織として、「教員免許センター支援室」を学務部の下に設置
 - 室員は、室長（学務部長が併任）のほか、4名体制（非常勤職員を含む）
- ◆ 検討課題：「免許管理システム」の導入
 - 事務処理の効率化のためには、「免許管理システム」の導入が必須
 - 「免許管理システム」では、講習管理、講習予約、受講者管理、受講料管理、Web成績登録、修了認定発行などが行えることが必要

参考:「教員免許センター」の組織と規程



全学教育・学生支援機構

- ① 全学教育・学生支援機構規程(一部改正)
- ② 教員免許センター運営会議規程(制定)

- ・全学教育企画室
- ・アドミッションセンター
- ・学生支援センター
- ・保健センター
- ・**教員免許センター**

- ・センター長
- ・各学部副学部長
- ・センター専任教員
- ・学務部長
- ・その他センター長が必要と認めた者

② 教員免許センター運営会議

- ・教員免許状更新講習の企画・調査に関する事項
- ・教員免許状更新講習の実施に関する事項
- ・教員免許状更新講習の講師に関する事項
- ・その他教員免許に関し必要な事項

事務組織

学務部

- ・全学教育課
 - ・入試課
 - ・学生支援課
 - ・教養学部支援室
 - ・教育学部支援室
 - ・経済学部支援室
 - ・理工学研究科支援室
 - ・**教員免許センター支援室**
- (平成20年7月1日発足)

(注) ○ : 定員
△ : 再雇用・非常勤職員

- 支援室長
- △ 支援室副室長
- 専門職員
- △ 支援室員(2名)

7. 講習についての広報の工夫

○予備講習（試行）の広報

- ◆ マスコミへの広報
 - 埼玉大学と文教大学が共同で、5月14日に記者発表
- ◆ 大学HPでの広報
 - 大学HPで、予備講習（試行）を実施する旨を公表
 - また、応募状況等についても、逐次情報公開
- ◆ 教育委員会を通じた広報
 - 埼玉県やさいたま市の教育委員会を通じ、公立学校等に周知
- ◆ パンフレットの送付
 - 私立学校に対しては、個別にパンフレットを送付

○平成21年度本格実施に向けての広報体制

- ◆ 基本的には、予備講習の広報体制により実施予定

8. 他の大学，教育委員会との連携の取組内容等

○他大学との連携

- ◆ 予備講習（試行）における連携
 - 埼玉県内では、平成20年1月現在、埼玉大学と文教大学が予備講習の実施を表明
 - このため、2大学が中心となって、「情報交流連絡会議」を開催
 - 第1回情報交流連絡会議：平成20年1月10日に埼玉大学で開催
 - 第2回情報交流連絡会議：平成20年3月21日に文教大学で開催
 - 第3回情報交流連絡会議：平成20年9月10日に埼玉大学で開催予定
 - 各連絡会議とも、県内の教員養成系大学を中心に40大学が参加
 - また、5月14日に、埼玉大学と文教大学が埼玉県庁で共同記者会見を実施
- ◆ 平成21年度本格実施に向けての連携
 - 平成21年度の本格実施に向けても、予備講習と同様の連携を継続する予定

○教育委員会との連携

- ◆ 広報活動における連携
 - 予備講習開催の記者会見（5月14日）は、埼玉県教育委員会の協力により実施
 - 予備講習開催のポスター・パンフレットの発送についても、埼玉県教育委員会が協力
 - 情報交流連絡会議には、埼玉県教育委員会からも参加
- ◆ 平成21年度本格実施に向けての連携
 - 平成21年度の本格実施に向けても、予備講習と同様の協力が得られる予定

9. 平成21年度の免許状更新講習の開講予定

○開講日程等

- ◆ 平成21年8月17日（月）～21日（金）
8月24日（月）～28日（金）（計10日間）
- ◆ 講習会場は、埼玉大学で実施（教養教育1号館・2号館）
- ◆ 各講座とも、1講座1日3コマ（計6時間）を基本
- ◆ 講師は、埼玉大学の教員（非常勤講師を含む）

○受講者数は、2,400名（30時間）を予定

- ◆ 教育の最新事情（必修講座）……12時間以上の受講が必要
 - 本学の開講講座数、30講座（1講座12時間）を予定
- ◆ 教育内容の充実（選択講座）……18時間以上の受講が必要
 - 本学の開講講座数、180講座（1講座6時間）を予定

10. 受講者の決定方法

○予備講習（試行）での受講者決定方法

- ◆ 次の理由により、抽選で受講者を決定
 - 定員が埼玉大学会場120人、秩父会場20人と少ないこと
 - 予備講習は無料であること
 - 応募者に不公平感をもたれないように配慮
 - なお、埼玉大学会場で開講した選択講座については、1日に2講座開設したため希望講座を把握
- ◆ 抽選方法
 - 学校種別ごとの配分は、応募者の勤務している学校種別による比例配分方式を採用
 - なお、応募者が定員の10倍以上となったため、定員より多めに受け入れ
 - 埼玉大学会場：定員 120人 → 受講決定者 150人
 - 秩父会場：定員 20人 → 受講決定者 30人

○平成21年度本格実施での受講者決定方法

- ◆ 開講予定講座数
 - 教育の最新事情（必修）は、必修1（6時間）、必修2（6時間）とも30講座開講予定
 - 教育内容の充実（選択）は、1日6時間の講習を180講座開講予定
- ◆ 受講者の決定方法
 - 開講講座数は合計210講座（必修30講座、選択180講座）を予定
 - 多くの講座を開講するため、抽選方式にすると事務処理上混乱が生ずる可能性
 - このため、すべての講座を予約方式で決定する予定（「免許管理システム」）

1 1. 平成21年度本格実施に向けての課題

○講習日程、講師等の変更

- ◆ 代替講師の確保
 - 講師が突発的な都合（病気等）により講習担当が不可能になったときの対応をどうするか
 - 講習によっては、代替講師では不可能な場合も
- ◆ 公共交通機関のトラブル、突然の天候異変への対応
 - 公共交通機関のトラブル等による対応をどうするか
 - 受講者が遅刻した場合や欠席した場合の取り扱い
 - 講師が遅刻した場合や出勤できなかった場合の取り扱い
 - 例えば、台風の接近等により講習が出来なくなった場合などの対応をどうするか
 - 講習実施が不可能な場合、予め延期する方法などを検討しておく必要

○特別の場合の猶予措置の必要性

- ◆ 受講者本人の責めに帰すことが出来ない不可抗力的な事情により、講習が受けられず、結果的に所定の講習時間数が不足して免許状の更新申請が出来なくなってしまうような場合は、特別の猶予措置を講ずるなどの対応が必要と思われる

ご静聴ありがとうございました

